

令和2年第10回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年11月25日（水）午前10時00分から10時09分

2. 場 所 大豊町役場 第1委員会室

3. 出席委員（10人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（0人）

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第24号 非農地証明願について

第4 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 都築 広行

書記 兵頭 このか

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和2年第10回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それではまず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、10名中10名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

本日は総会の審議に先立ちまして、高知県農業会議からの伝達表彰を執り行わせていただきます。事務局より説明をお願いします。

〔事務局長〕

はい、去る11月16日に開催されました「農業委員会会長・事務局長会議」において、10年以上農業委員として地域に貢献し、農地等の最適化に尽力した功績等が認められ、8番三谷晴喜さんが、高知県農業会議より永年勤続表彰を受賞されました。

表彰状の伝達を執り行いますので、三谷委員は前の方へお願いします。

(表彰状の伝達)

〔議長〕

誠におめでとうございます。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、2番信高昭男委員、3番宮川利重委員のご両名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第23号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第23号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■の1筆で申請理由は売買です。登記地目は田、現況地目は畑となっており、面積は3,808㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

10月29日に譲受人立会いのもと、担当委員の三谷委員と事務局都築、兵頭で現地を確認して参りました。

それでは、お手元の資料14ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、9ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、4ページにありますとおり今回申請を含め7,948㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲受人は以前から利用権設定により申請地を借り受け、耕作を行っており、耕作の実績もあることから、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和についても支障は生じないものと考えます。

その件に関する現地調査についても、先に述べたとおり10月29日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第23号について、担当委員の説明を求めます。8番三谷晴喜君。

〔三谷委員〕

はい、8番の三谷です。先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人はすでに申請農地にてトマトの耕作を行っており、善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えております。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第23号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第23号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第24号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、15ページをご覧ください。議案第24号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町 XXXXXXXXXX の1筆で、台帳地目は畑、現況地目は山林です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、10月29日に担当委員の小川委員と事務局兵頭で申請者立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は昭和35年頃に植林され、現在は辺りの山林と一体化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第24号については、私が担当委員となっておりますので説明をいたします。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請地は周辺の山林と一体化しており、農地としての復旧は難しいと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたし

ます。以上です。

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第24号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第24号について、原案のとおり証明をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に、日程第4 その他の件について、事務局より説明を願います。

[事務局書記]

- ・12月の農業委員会総会の日程について(12月23日水曜日午前10時からを予定)

[議長]

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和2年第10回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 2番

署名委員 3番
